

令和3～5年度における重点的に指導等を実施すべき項目（重点指導項目）

【牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	マニュアルを作成することで、畜主の飼養衛生管理基準への理解を促し、県下全域で早期に飼養衛生管理の底上げを図るため。	令和3年度
(16,17) 衛生管理区域への病原体の侵入防止 ※特に車両消毒、区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	病原体侵入リスクを低減させるために最低限必要な事項であり、継続的に指導を実施する。	令和4年度 ～令和5年度
(22) 家畜を導入する際の健康観察等	育成牛の県外預託が盛んであり、病原体の侵入リスクが高い地域を重点的に指導する。	令和4年度 ～令和5年度
(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (4) 記録の作成及び保管 (8) 衛生管理区域の適切な設定 (37) 特定症状が確認された場合の早期通報	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和3年度 ～令和5年度

【豚、いのしし】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(23) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (29) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野生いのししにおける豚熱感染確認地域とその周辺地域 特に、豚熱の感染リスクが高い地域については、防護柵や防鳥ネットの設置・管理状況を確認し、野生動物侵入防止対策を継続して有効なものとするため。	令和3年度
(8) 衛生管理区域の適切な設定	病原体侵入リスクを低減するための基本となる項目であるが、誰もが明確に判断できる区域設定がされていない農場が見受けられるため。	令和3年度
(25,26) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄および消毒の徹底	野生いのししにおける豚熱感染確認地域とその周辺地域を重点	令和4年度

	的に指導 特に、豚熱の感染リスクが特に高い地域については畜舎内へのウイルス侵入を防止するため、継続して状況確認と指導を実施する。	
(15) 衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒等	病原体侵入リスクを低減させるために最低限必要な事項であり、継続的に指導を実施する。	令和3年度
(32) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	不要な資材等の処分や整理整頓により、作業性や衛生管理の効果を向上させるため。	令和4年度
(16) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であり、使用についてはもとより、洗浄消毒の徹底を図る必要があるため。	令和4年度
(17) 衛生管理区域内に立ち入る車両の消毒等	野生いのししにおける豚熱感染確認地域とその周辺地域を重点的に指導 特に、豚熱の感染リスクが高い地域については飼養衛生管理区域内へのウイルス侵入を防止するため、継続して指導を実施する。	令和5年度
(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (21) 処理済みの飼料の利用 (39) 特定症状が確認された場合の早期通報	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和3年度～令和5年度

【鶏及びその他の家きん】

重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時期
(24) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	病原体侵入リスクを低減させるため遵守すべき項目である。	令和3年度
(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	マニュアルを作成することで、飼養者等の飼養衛生管理基準へ	令和3年度

	の理解を促し、県下全域で早期に飼養衛生管理の底上げを図るため。また、作成したマニュアルが農場の実態に即したものとして活用されているかどうか確認し、必要に応じて改正するため。	
(14) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であるため、使用についてはもとより、洗浄消毒の徹底を図る必要があるため。	令和3年度
(21) 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用の徹底	病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であるため。	令和4年度
(4) 記録の作成及び保管	飼養衛生管理基準上必要な記録を体系づけたものとし、飼養者等自身が飼養衛生管理を顧みることを容易にするため。	令和5年度
(1) 家きんの所有者の責務の徹底 (7) 衛生管理区域の適切な設定 (27) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (34) 特定症状が確認された場合の早期通報	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和3年度 ～令和5年度

【馬】

重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時期
(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (6) 衛生管理区域の適切な設定 (17) 器具の定期的な清掃又は消毒等	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和3年度 ～令和5年度